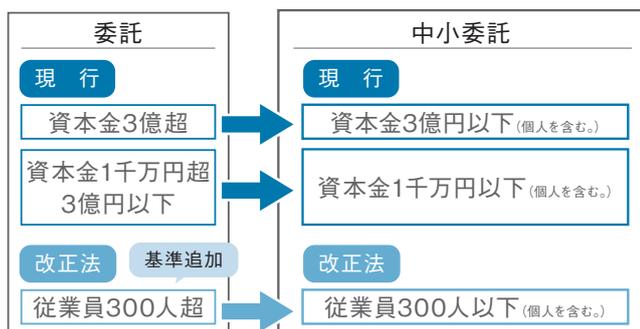




委託するときに、下請法が適用されることになります。

#### 【適用基準例(製造委託等の場合)】



#### (ii) 事業者が取るべき対応

②の取引要件を満たす場合、従前からの資本金基準又は改正法で追加される従業員基準のいずれかを満たせば、下請法が適用されます。今まで資本金基準を満たさないうために親事業者に該当しなかった事業者も、改正法施行後は、従業員基準を満たせば下請法の適用を受けるようになるため、下請法に則った取引条件等になっているか確認し、整備する必要があります。

また、今までも資本金基準を満たし、親事業者としての義務を遵守した対応を行ってきた事業者にも、資本金額が大きいため現行法上は下請事業者には該当しなかった委託先がいるかと思われます。当該委託先の従業員数を確認し、改正法施行後に下請法の適用を受ける場合には、下請法に則った取引方法となるよう取引条件等を整備する必要があります。

## (2) 対象取引(特定運送委託)の追加

### (i) 改正内容

現行法では、下請法の適用を受ける取引は、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託の4つです。役務提供委託には、自ら使用する役務(自家使用役務)は含まれないところ、運送事業者ではない発荷主が、着荷主に製品を送るために運送事業者に委託する運送業

務は、自家使用役務に当たるとして現行法の適用対象外です。ただし、独占禁止法に基づく物流特殊指定により、発荷主には、下請法と類似した禁止行為が定められています。

報告書では、発荷主と物流事業者との間でも荷待ちなどの問題が生じていることが指摘され、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を下請法の対象とすることが提言されました。

改正法では、従前の4つの対象取引に、「特定運送委託」が加わり、事業者が業として販売、製造又は修理した物品(情報成果物の化体した物品を含みます。)を、取引の相手方に運送するに当たり、当該運送の全部又は一部を他の事業者に委託する行為も、下請法の適用対象に含まれることになりました。

### (ii) 事業者が取るべき対応

改正法では、事業者が取引先(顧客)に物品を送るために、運送業者に運送を委託する取引も下請法の適用対象取引となります。そこで、運送業務を委託している運送業者の資本金及び従業員数を確認して、自己の資本金及び従業員数と照らし合わせ、資本金基準又は従業員基準を満たし、改正法施行後は下請法が適用されるかを検討する必要があります。

今まで物流特殊指定を遵守して運送業者との取引を行ってきた場合、下請法の定める親事業者の禁止行為については対応できているかと思われますが、下請法には物流特殊指定にはない親事業者の義務(給付内容等の明示義務(現行法の発注書面の交付義務)、書類の作成・保存義務、支払期日を定める義務、遅延利息の支払義務)も定められているため、追加での対応が必要となる事項がある点に留意が必要です。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### (3) 金型以外の型等の製造委託への追加

#### (i) 改正内容

現行法では、製造委託の対象は、「製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料」と定められているため、金型以外の木型、樹脂型又は治具等の製造を委託しても、下請法上の「製造委託」の対象にはなりません。

報告書では、木型、樹脂型等及び一部の治具についても、製造する物品と密接な関連性を有し、他の物品の製造のために用いることができないものについては金型と異なることはない旨が指摘され、木型等の物品も追加することが適切であると提言されました。

改正法では、製造委託の対象として、「専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具」が追加されました。これにより、金型以外の型や治具の製造を委託する取引も、下請法の対象となります。

#### (ii) 事業者が取るべき対応

現行法では製造委託の対象ではなかった金型以外の型や治具も、改正法の施行後は製造委託の対象に含まれることとなります。そこで、金型以外の型や治具の製造を委託している取引先が、資本金基準又は従業員基準を満たし下請事業者に該当するか確認の上、下請事業者に該当する場合には、下請法に則った取引を行う必要があります。

### 3 禁止事項の拡大

#### (1) 協議を適切に行わない価格の決定の禁止

##### (i) 改正内容

現行法では、下請法運用基準において、「買ったとき」(通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること)に該当するか否かを判断する際の一要素として、「下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法」が挙げられています。さらに、価格転嫁円滑化施策の一環として、2022年1月に下請法運用基準が改正され、買ったときに該当するおそれがある具体例として、①労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと、及び、②労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことの2つが追加されました。これにより、下請事業者と明示的に協議を行うことなく価格を据え置くことや、下請事業者から価格の引上げを求められたのに、理由を文書で回答せずに価格を据え置くことが、買ったときに当たるおそれがあることが明らかにされました。

報告書では、買ったときとは別に、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、給付に関する費用の変動等が生じた場合において、親事業者が一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要があると提言されました。

改正法では、買ったときとは異なる新たな親事業者(委託事業者)の禁止事項として、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」が追加されました。これにより、通常支払われる対価に比し著しく低い価格であるか否かにかかわらず、下請事業者（中小受託事業者）から求められた協議に応じずに一方的に価格を定めることや、協議の際に説明等を求められた点に回答せずに一方的に価格を定めることが、下請法違反となるおそれがあります。

#### (ii) 事業者が取るべき対応

改正法において、買ったたきとは別の禁止事項として、協議を適切に行わない価格の決定が追加されましたが、親事業者に求められる対応は、2022年1月の下請法運用基準改正において、買ったたきに該当するおそれのある行為の具体例として追加された2点の範囲（①明示的に価格について協議を行う、②下請事業者から価格上げを求められた際には価格の根拠等について説明を行う）を超えるものではありません。そのため、下請法運用基準改正を受けて、下請事業者に対して価格転嫁に関する協議を呼び掛け、転嫁できない場合には書面での説明を実施してきたような事業者であれば、基本的には従前どおりの対応を続ければ足ります。他方、長年協議を行っていない下請事業者がいたり、下請事業者が求めた情報提供等に応じず一方的に対価を決定していたりする場合には、協議を実施し、説明を丁寧に行っていく必要があります。

## (2) 手形払いの禁止

### (i) 改正内容

現行法では、親事業者の禁止行為の1つとして割引困難な手形の交付等が定められており、2024年11月以降

は、業種を問わず、手形期間が60日を超える手形が「割引困難な手形」の基準であるとされてきました。

報告書では、手形の保管リスクや発行残高の減少等が指摘され、①紙の手形は、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない、②その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）は、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めないことが提言されました。

改正法では、支払遅延の禁止に、「手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」が追加されました。これにより、紙の手形や、支払期日までに満額現金化することのできない電子記録債権、ファクタリング等での支払いは、支払遅延に該当し、下請法違反となります。

### (ii) 事業者が取るべき対応

改正法施行後は、下請事業者に対しては紙の手形や、支払期日に満額を現金化できない電子記録債権、ファクタリング等での支払いが禁じられます。電子記録債権、ファクタリング等を引き続き使用する場合には、それらの支払期日を下請事業者（中小受託事業者）に対する代金の支払期日以前に設定し、かつ、現金化に際し発生する手数料を親事業者（委託事業者）負担とする必要があります。現在、下請事業者に対して現金以外の支払方法を用いている事業者は、改正法の施行までに支払方法を見直す必要があります。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

### (3) 振込手数料の下請事業者負担の禁止

#### (i) 改正内容

現行の下請法運用基準では、「下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと」は、親事業者の禁止行為の1つである減額に当たるとされています。他方、下請事業者と書面で合意をすれば、振込手数料を、実際に発生した範囲で、下請代金から差し引くことは認められています。

報告書では、民法が弁済の費用は債務者(発注者)が負担することを原則としていることに鑑み、振込手数料は発注者が負担するのが合理的な商慣習であると指摘され、振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨を運用基準において明示すべきであると提言されました。

下請法改正に伴い運用基準も改正され、下請事業者の書面による合意があっても、振込手数料を下請代金から差し引くことは、下請法違反であると示される見込みです。

#### (ii) 事業者が取るべき対応

下請法運用基準の改正後は、振込手数料を下請代金から差し引くことが一律禁止されます。下請取引についても、下請事業者と事前に書面による同意をした上で、振込手数料を下請事業者負担とされている事業者は多々いらっしゃると思いますが、改正法の施行までに自らが振込手数料を負担する形に変更する必要があります。

## 4 その他の改正事項

### (1) 遅延利息の対象の追加

現行法では、支払遅延を行った親事業者に対しては、下請代金に加えて遅延利息を支払うよう勧告することとされてい

ますが、減額についてはそのような規定がありません。

改正法では、遅延利息の対象に減額が追加されました。

### (2) 電磁的記録による書面の交付

現行法では、親事業者の書面交付義務について、下請事業者から事前の承諾を得た場合に限り、電磁的記録(電子メール、EDI等)による提供ができるとされています。

改正法では、下請事業者の承諾の有無にかかわらず、電磁的記録を用いて書面を交付できるようになります。これは、電磁的方法による発注書面の交付を認めているフリーランス法に合わせた改正と思われる。なお、電磁的方法の利用を一般化したことに伴い、現行法の「発注書面の交付義務」は、「給付内容等の明示義務」に呼称が変更されます。

### (3) 勧告対象の拡大

現行法では、受領拒否、支払遅延及び報復措置に係る勧告は、行為が継続している場合にすると規定されており、既に行為がなくなっている場合には勧告できません。

改正法では、違反行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、勧告ができることとなりました。

## 第3 おわりに

改正法では、従業員基準の追加等により下請法の適用範囲が拡大され、また、親事業者の禁止行為も増えます。特に、手形の交付の禁止や、振込手数料を負担させることの禁止は、支払手段に関する事項であり、担当者の一存で急に変更することも難しいと思われます。そこで、来年1月の改正法施行に向けて、今から準備を進めていくことが重要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィス構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。